

兵庫県浄化槽設計・施工上の運用指針

平成23年10月3日 施行
平成28年2月25日 一部改正
平成30年4月1日 一部改正
令和元年10月1日 一部改正
令和2年12月10日 一部改正
令和4年4月1日 一部改正
令和6年4月1日 一部改正

兵庫県まちづくり部建築指導課

〔目 次〕

1. 総則		
1. 1	目的	1
1. 2	適用範囲	1
2. 設置		
2. 1	増改築等に伴う既設浄化槽の活用	1
2. 2	設置台数	1
2. 3	浄化槽の処理水をくみ取る場合	2
2. 4	放流先	2
3. 申請・届出		
3. 1	提出書類	3
3. 2	審査窓口	3
3. 3	事前審査	3
3. 4	軽微な変更等	3
4. 人員算定及び設計水量・水質の算定基準		4
5. 建築用途別 処理対象人員算定基準解説		5
全般事項		
5. 1	集会場施設関係	6
5. 2	住宅施設関係	7
5. 3	宿泊施設関係	10
5. 4	医療施設関係	11
5. 5	店舗関係	12
5. 6	娯楽施設関係	14
5. 7	駐車場関係	16
5. 8	学校施設関係	17
5. 9	事務所関係	18
5. 10	作業所関係	18
5. 11	1～10の用途に属さない施設	18
別表 1	増改築等に伴う既設浄化槽の活用フロー	
1.	既設浄化槽が浄化槽の場合	20
2.	既設浄化槽がみなし浄化槽の場合	22
別表 2	提出書類一覧表	24
別表 3	事務処理フロー	27
別表 4	兵庫県内建築確認関係機関	28

兵庫県浄化槽設計・施工上の運用指針

1. 総則

1. 1 目的

この基準は、建築基準法、浄化槽法、その他関係法令及び兵庫県浄化槽指導要綱（以下「指導要綱」という。）の円滑な運用を図ることを目的として、設計・施工上の具体的な取扱事項を定める。

1. 2 適用範囲

この基準は、建築基準法、浄化槽法、その他関係法令及び指導要綱に基づいて兵庫県（保健所政令市である神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、明石市を除く。）内に設置される浄化槽に適用する。

2. 設置

2. 1 増改築等に伴う既設浄化槽の活用（指導要綱第2章2(1)ウ関連）

建築基準法第3条第3項の規定により、現行法の適用を受ける浄化槽において、増築や用途変更により処理対象人員、処理方式、放流水質が現行基準に適合しない場合は、原則として不適合部分の改修を要する。

しかしながら、既設建築物の使用状況から判断して、JIS A 3302-2000による算定方法が実状に添わない場合があるため、指導要綱第2章2(1)ウの既設浄化槽の改修が必要か否かの判断基準を浄化槽の場合とみなし浄化槽の場合とに区分して別表1のとおり定める。

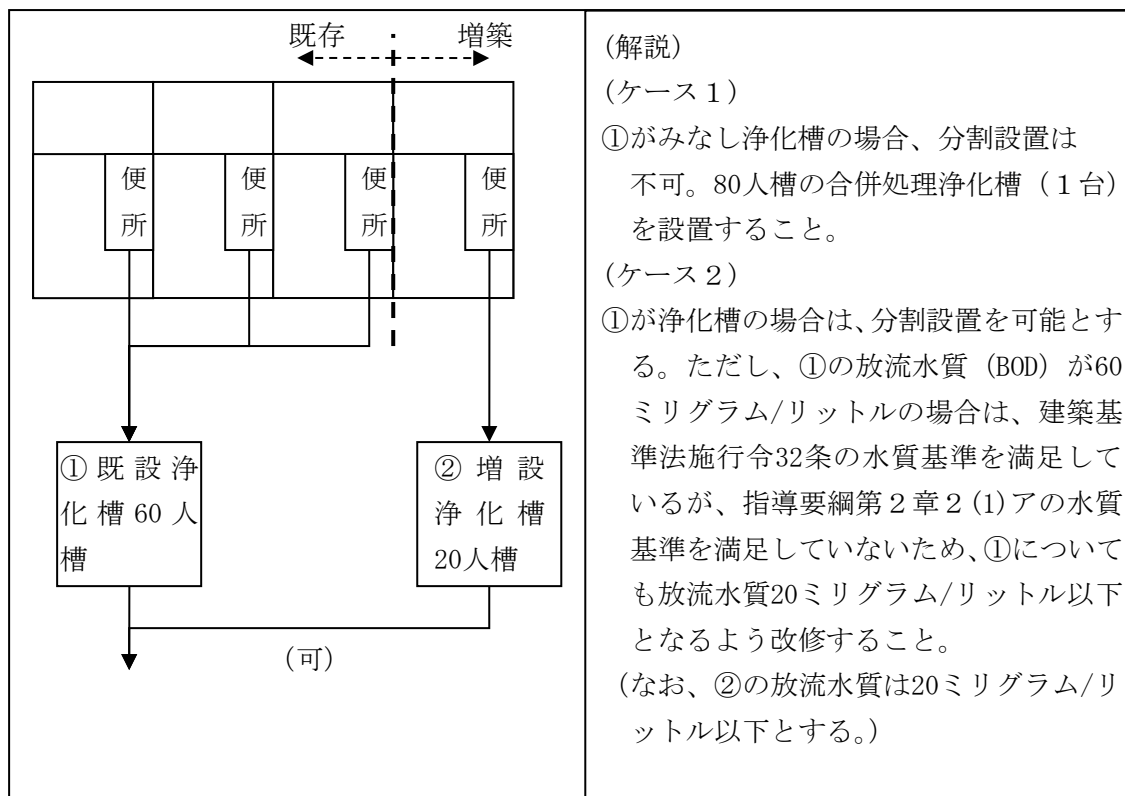
また、既設浄化槽を活用する場合においても建築基準法第93条第5項の規定により、建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請等を受理した際（建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項及び第18条第2項の規定によるもの）に、遅滞なく、これを所管する県民局長（浄化槽担当課（受理権限を県から移譲された市にあっては、その浄化槽担当部局）以下「県民局長（浄化槽担当課）」という。）に通知すること。

2. 2 設置台数（指導要綱第2章2(1)イ関連）

指導要綱第2章2(1)イのただし書「地形、既設浄化槽の活用の程度等からみて生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために支障がないと認められる場合」のうち既設浄化槽の活用の程度から一敷地に複数浄化槽の設置を認める場合には、次の条件を満足しなければならない。

- (1) 既設が浄化槽であり、かつ、別表1の⑦の規定に適合していること。
- (2) 既存建築物と増築部分が機能上明確に分離されており、分割して処理することができること。
- (3) 維持管理業者が同一業者であること。

●共同住宅等の例について



2. 3 浄化槽の処理水をくみ取る場合

浄化槽の処理水をくみ取る方式は、くみ取水の処理が困難なため原則として認めない。しかしながら、敷地内に排水先が無い場合や貯留槽を設けて処理水の大半を再利用する場合など、特定行政庁の判断によりやむを得ないものとして設置を認める場合がある。その際には、確認申請等の前に市町及び所轄県民局浄化槽担当課と衛生上及び維持管理体制上の支障の有無について協議した結果を添付すること。

なお、くみ取槽の構造は、建築基準法施行令第29条のくみ取便所の構造を準用するものとし、かつ、次の構造とする。

(1) くみ取槽の容量

日平均汚水量（立方メートル/日）×7日以上

(2) くみ取槽の構造

くみ取槽には、満水状態を知らせる警報機付き水位計（フリクトレベルスイッチ）を取り付けること。

2. 4 放流先（指導要綱第2章2(2)関連）

指導要綱第2章2(2)に関連して、放流水を散水する場合の条件を次のとおり定める。

(1) 放流先がない等の理由のため、放流水の全量を散水として使用する場合。

- ・原則として、ゴルフ場に限る。（散水対象面積を十分有していること。）
- ・放流水質は、通常、BOD10ミリグラム/リットル以下とすること。
- ・日平均汚水量の30日分以上の貯留槽等を設けること。

3. 申請・届出

3. 1 提出書類（指導要綱第2章2(3)ア関連）

浄化槽を新設若しくは構造を変更しようとする者又は既設浄化槽を活用しようとする者は、次の区分に応じ、別表2に掲げる図書を作成し、提出しなければならない。

(1) 建築基準法に基づく申請の場合

- ① 建築基準法第6条第1項（第18条第2項の通知を含む。）又は第6条の2第1項の規定による確認申請等（同法第87条第1項において準用されるものを含む。）をする場合で、新たに浄化槽を設置する場合。
- ② 建築基準法第6条第1項（第18条第2項の通知を含む。）又は第6条の2第1項の規定による確認申請等（同法第87条第1項において準用されるものを含む。）をする場合で、既に設置されている浄化槽の活用を図る場合。

(2) 浄化槽法に基づく届出の場合

浄化槽法第5条第1項の規定による届出をする場合。

3. 2 審査窓口（指導要綱第2章2(3)イ(7)関連）

審査窓口毎の事務処理フローは、別表3のとおりとする。

当該フロー中、指定確認検査機関が浄化槽に関して確認申請を受理した場合は、建築基準法第93条第5項に基づき遅滞なく（確認済証を交付するまでに）県民局長（浄化槽担当課）へ通知しなければならない。この場合、通知の宛先は県民局長（浄化槽担当課）とし、別表4「兵庫県内建築確認関係機関」まで送付すること。ただし、伊丹市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市及び高砂市の7市については、浄化槽法第5条等について権限移譲されていることから、宛名は市長名とすること。

3. 3 事前審査（指導要綱第2章2(3)イ(4)関連）

指導要綱第2章2(3)イ(4)により、建築基準法に関しては、事前審査が必要な場合を同法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定により確認を受けようとする場合（同法第18条第2項の規定による通知の場合を含む。）であって、兵庫県が特定行政庁として所管する区域内で、処理対象人員が51人以上の浄化槽（以下「大規模浄化槽」という。）を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする場合としているが、次に該当する場合についても対象とする。

(1) 既設浄化槽を活用する場合で、JIS A 3302-2000による処理対象人員が既設の大規模浄化槽の処理対象人員を超える場合

3. 4 軽微な変更等

建築基準法施行規則第3条の2の規定により、建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）であって、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものについては軽微な変更とし建築基準法第6条による計画変更の確認申請を要しない。

① 計画変更確認申請が不要な事例（処理できる人員の減少、放流水質（BOD等）の悪化等を伴わない場合に限る。）

- ・ くみ取便所の設置を変更して、公共下水道へ放流する場合

- ・浄化槽の設置を変更して公共下水道へ放流する場合
 - ・型式適合認定番号が変更になる場合
 - ・型式適合認定番号を変更せず、製造メーカーが変更になる場合
 - ・RC造で各槽の構造、大きさが変わらないが製造業者等が変更になる場合
 - ・放流先、放流経路が変更になる場合
 - ・設置場所が変更になる場合
- ② 計画変更確認申請が必要な事例
- ・くみ取便所を浄化槽に変更する場合
 - ・浄化槽の処理方式、処理対象人員、日平均汚水量が変更になる場合
 - ・各槽の大きさが変更になる場合

4. 人員算定及び設計水量・水質の算定基準

- (1) 処理対象人員の算定は、昭和44年建設省告示第3184号により、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302-2000)」(以下「処理対象人員算定基準」という。)に定めるところによる。ただし、処理対象人員算定基準の表の類似用途別番号2の「住宅施設関係」については、平成12年3月31日付け環整第499号・建指第2566号通知による。
- (2) 処理対象人員算定基準2のただし書「建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合」として次の場合などがある。ただし、いずれの場合であっても最大日実績汚水量は、処理対象人員算定基準2のただし書を考慮しない場合の指導要綱別表1による日平均汚水量の2分の1以上とすること。
- ① チェーン店を新築する場合に、現存する類似形態の店舗の日実績汚水量(使用水量を含む。次の②及び③において同じ。)を過去3年分、かつ、10例程度以上提示できる場合等で、最大日実績汚水量から算定した日計画汚水量が指導要綱別表1による設置しようとする浄化槽の日平均汚水量を下回る場合
- ② 増改築の際に既設浄化槽の活用を図る場合で、2.1により既存建築物の最大日実績汚水量から算定した日計画汚水量が指導要綱別表1による既設浄化槽の日平均汚水量を下回る場合
- ③ 増改築を伴わないが自主的に既設のみなし浄化槽を浄化槽に取り替える場合等、既存建築物の最大日実績汚水量から算定した日計画汚水量が指導要綱別表1による設置しようとする浄化槽の日平均汚水量を下回る場合

5. 建築用途別 処理対象人員算定基準解説

全般事項

- 1) 「定員」により処理対象人員を算定する場合、その「定員」は、職員、従業員、管理人及び家族等を含めて算定する。
- 2) 主たる用途に付置される倉庫は、原則として主たる用途の一部として算定する。ただし、倉庫の占める割合が大きく、おおむね延べ面積の1/4を超える場合は「10-イ」により算定してもよい。
- 3) 建築物内の駐車場は、同一建築物が2つ以上の異なった用途に供されるものとして、それぞれの建築用途の項を適用加算する。ただし、この駐車場が当該建築物を利用する人のみによって使用されることが明確な場合は、この駐車場の算定処理対象人員は0人とする。

(参考例)

図 示		算 定 例																																				
(パチンコ店) <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">パチンコ 店 (A m²)</td> <td style="text-align: center;">立体駐車場 (B m²)</td> <td style="text-align: center;">便 所</td> </tr> </table>		パチンコ 店 (A m ²)	立体駐車場 (B m ²)	便 所	便所がパチンコ店を利用する人のみによって使用されることが明確な場合	便所を不特定多数の人が使用できる場合																																
		パチンコ 店 (A m ²)	立体駐車場 (B m ²)	便 所																																		
$n = 0.11A$	$n = 0.11A + \frac{(20c + 120u) \times t}{8}$																																					
(2階建共同住宅：延べ面積A m ²) <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">階 段 室</td> <td colspan="6" style="text-align: center;">駐車場 (b m²)</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">1階</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">階 段 室</td> <td colspan="6" style="text-align: center;">廊下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 D K</td> <td style="text-align: center;">2 D K</td> <td style="text-align: center;">2 D K</td> <td style="text-align: center;">2 D K</td> <td style="text-align: center;">2 D K</td> <td style="text-align: center;">2 D K</td> <td style="text-align: center;">2 D K</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">2階</td> </tr> </table>		階 段 室	駐車場 (b m ²)						1階							階 段 室	廊下						2 D K	2 D K	2 D K	2 D K	2 D K	2 D K	2 D K	2階							駐車場が共同住宅を利用する人のみによって使用されることが明確な場合	駐車場を不特定の人が使用できる場合
		階 段 室	駐車場 (b m ²)																																			
1階																																						
階 段 室	廊下																																					
2 D K	2 D K	2 D K	2 D K	2 D K	2 D K	2 D K																																
2階																																						
$n = 0.05 \times (A - b)$ 又は 3.5人×戸数	$n = 0.05 \times A$ 又は 3.5人×戸数																																					

5. 1 集会場施設関係

(1-イ) 公会堂・集会場等の施設

1) 類似施設

神社、公民館、斎場（炉の面積は除外）、宗教団体の集会場、寺社、教会、展示場

- 2) 場内に飲食店、喫茶店などが設けられている場合は、その部分の処理対象人員を加算する。
- 3) 結婚式場、宴会場を主たる用途とする建築物は、ホテル（3-イ）を適用する。
- 4) 処理対象人員には、あらかじめ従業員数も含まれて算定されている。
- 5) 複合用途の集会場施設の汚水中には、衛生紙綿、下着類の混入量が多いので、スクリーン設備については留意する。
- 6) 神社・寺院等の庫裏は住宅として、また、社務所は事務所として算定し、別途加算する。なお、内陣の部分の面積は除外してよい。

(1-ロ) 競輪場、競馬場、競艇場

- 1) 競輪場等に飲食店、喫茶店等が設けられている場合は、その部分の処理対象人員を加算する。
- 2) 選手宿舎、調教師住宅等が併設されている場合は、その処理対象人員を加算する。
- 3) 処理対象人員にはあらかじめ従業員数も含まれて算定されている。

(1-ハ) 観覧場・体育館

1) 類似施設

野球場、陸上競技場、サッカー場、ヘルスクラブ、アスレチッククラブ、屋内ゲートボールセンター、道場、エアロビクスダンス場、ジャズダンス場、フィットネスクラブ

- 2) 床面積は屋内部分と客席部分の合計とする。ただし、競技を行うフィールド部分は、床面積に含めない。
- 3) 野球場等において芝生席が設けられている場合は、建築物内の客席部分の面積に芝生席部分の面積を加算して処理対象人員を算定する。
- 4) 体育館内に備えられているシャワー、サウナ、風呂等の汚水量は10（リットル/平方メートル・日）の中に含まれている。
- 5) 場内に飲食店、喫茶店が併設されている場合は、その処理対象人員を加算する。
- 6) 処理対象人員にはあらかじめ従業員数も含まれて算定されている。

5. 2 住宅施設関係

(2-イ) 住宅

1) 類似施設

2世帯住宅、長屋、(各戸別に浄化槽を設置する場合)

- 2) 処理対象人員の算定は、平成12年3月31日付け環整第499号・建指第2566号通知による。例えば、190平方メートルの一戸建ての住宅に居住する人が3人であっても、処理対象人員は7人とする。また、台所、浴室及び便所が2箇所以上の2世帯住宅等の場合で、かつ、延べ面積が200平方メートル以上の場合、処理対象人員は10人とする。
- 3) 戸建住宅団地等で共同して団地内に浄化槽を設置する場合には、各戸の処理対象人員を合計して処理対象人員とする。
- 4) 別棟の建築物が給排水設備のない倉庫、物置等で人員の利用が明らかでない場合は、床面積から除外してもよい。ただし、同一棟の物置、納屋及び別棟の居室等は床面積に参入する。
(なお、給排水設備がない場合はその旨を図面等に明記すること。)

(参考例)

一戸建ての住宅の延べ面積の取扱い						
図 示	算 定 例					
<table border="1"> <tr> <td>住居母屋 (130 m²)</td> <td>倉庫 (10 m²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>納屋(5 m²)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>居室(10 m²)</td> </tr> </table> <p>(別棟)</p>	住居母屋 (130 m ²)	倉庫 (10 m ²)		納屋(5 m ²)	居室(10 m ²)	<p>延べ面積Aは、 $A = 130 + 10 + 5 + 10 = 155 \text{ m}^2$ よって、処理対象人員nは、 $n = 7$</p>
住居母屋 (130 m ²)	倉庫 (10 m ²)					
	納屋(5 m ²)					
居室(10 m ²)						
<table border="1"> <tr> <td>住居母屋 (130 m²)</td> <td>倉庫 (10 m²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>納屋 (5 m²)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>倉庫(給排水設備無し) (30 m²)</td> </tr> </table> <p>(別棟)</p>	住居母屋 (130 m ²)	倉庫 (10 m ²)		納屋 (5 m ²)	倉庫(給排水設備無し) (30 m ²)	<p>延べ面積Aは、 $A = 130 + 10 + 5 = 145 \text{ m}^2$ よって、処理対象人員nは、 $n = 5$</p>
住居母屋 (130 m ²)	倉庫 (10 m ²)					
	納屋 (5 m ²)					
倉庫(給排水設備無し) (30 m ²)						

(2-ロ) 宅地分譲地

- 1) 一団の宅地分譲地内に共同の浄化槽を先行して設置する場合についても、平成12年3月31日付け環整第499号・建指第2566号通知による。

(2-ハ) 共同住宅

1) 類似施設

ワンルームマンション、長屋（共同で集中浄化槽を設置する場合）、グループホーム（各住戸に風呂、台所、便所が独立してある場合）、サービス付き高齢者向け住宅（共同住宅）

2) 住宅の処理対象人員は指導要綱別表1のとおりであるが、実際の算定に当たっては、床面積で算定した人員と戸数から算定した人員のうち、大きい方の人員を処理対象人員とする。

[算定方法]

K : 戸数

K_1 : 1居室からなる住戸の戸数 (2人/戸)

N_1 : 戸数から算定した人員の下限値

$$N_1 = 2 \times K_1 + 3.5 (K - K_1)$$

N_2 : 床面積A (平方メートル) から算定した人員

$$N_2 = 0.05A$$

N_3 : 戸数から算定した人員の上限値

$$N_3 = K \times 6$$

処理対象人員は次の方法で算定する。

(1) $N_1 < N_2$ かつ $N_2 < N_3$ の場合は、 $n = N_2$ とする。

(2) $N_1 > N_2$ の場合は、 $n = N_1$ とする。

(3) $N_2 > N_3$ の場合は、 $n = N_3$ とする。

[例題]

計算例として、共同住宅の事例を次に示す。

K : 42 (戸)

K_1 : 10 (戸)

A : 3,480 (平方メートル)

$$\begin{aligned} N_1 &= 2 \times K_1 + 3.5 (K - K_1) \\ &= 2 \times 10 + 3.5 (42 - 10) \\ &= 132 \text{ (人)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} N_2 &= 0.05A \\ &= 0.05 \times 3,480 = 174 \text{ (人)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} N_3 &= K \times 6 \\ &= 42 \times 6 = 252 \text{ (人)} \end{aligned}$$

このケースでは $N_1 < N_2$ で、かつ、 $N_2 < N_3$ が成立するので、 $n = 174$ (人) を採用する。

3) 1戸は1居室で構成されていても、40 (平方メートル/戸) 以上の床面積の場合は3.5 (人/戸) とする。

4) 共同住宅に設けられている駐車場は、当該共同住宅の居住者のみによって使用されることが明確な場合、この駐車場の算定処理対象人員は0人とすることができる。

5) 共同住宅内に店舗、飲食店等が併置される場合は、それぞれの部分の面積の人員を加算する。

6) 管理事務所及び集会場等が別棟として設けられている場合は、これらの面積を共同住宅の延べ面積に加算する。リゾートマンション等で屋内プール、娯楽施設、アスレチック等が併置される場合は、複合用途扱いとし、その部分の処理対象人員を加算する。

- 7) ワンルームマンション、アパート等で、小規模でも各室厨房、浴室、便所付きの場合は、共同住宅の分類に入る。学生寮、社員寮等で、食堂、厨房が共用で共同生活の形態を有するものは、下宿、寄宿舍の分類に入る。
- 8) ワンルームマンションの屋内に洗濯場がある場合、またはコインランドリーを併設している場合は、1人当たり20（リットル/人・日）を加算すること。

(2-2) 下宿・寄宿舍

1) 類似施設

社員寮、グループホーム（水廻りが1箇所又は数箇所に集中している場合）、サービス付き高齢者向け住宅（寄宿舍）

- 2) 処理対象人員には、あらかじめ従業員、管理人及びその家族の人員も含まれる。
- 3) 各室に風呂、台所がある場合は、共同住宅扱いとする。

(2-ホ) 学校寄宿舍・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設

1) 類似施設

刑務所、グループホーム（老人福祉法に規定される老人福祉施設と施設画上一体のもの）、サービス付き高齢者向け住宅（老人ホーム）

- 2) 処理対象人員は、それぞれの施設の収容人員を定員とする。収容人員には、あらかじめ従業員数も含まれて算定されている。
- 3) 老人ホーム、養護施設では、汚水量は300（リットル/人・日）とする。また、老人ホームのデイサービス（昼間預かり）の算定方法は、一般の老人ホーム同様、定員に加算する。

(参考例)

50人以下の浄化槽の割り戻しについて	
例	算定例
(老人ホーム) 定員30人の老人ホームの場合	<p>処理対象人員算定基準では、 処理対象人員 $n = P$ (定員) = 30人 日平均汚水量 $q = P \times 300$ (1/人・日) $= 9 \text{ m}^3$</p> <p>となるが、これを満足する小型合併処理浄化槽の認定品は存在しない。 従って、日平均汚水量を優先して、下記のとおり算定する。(処理対象人員は、日平均汚水量を200(1/人・日)で割り戻した数値を採用する。) 処理対象人員 $N = q / 0.2 = 45$人 日平均汚水量 $Q = q = 9 \text{ m}^3$</p>

5. 3

宿泊施設関係

(3-イ) ホテル・旅館

1) 類似施設

山小屋、保養所、旅館

- 2) 温泉排水は、別途処理しなければならない。温泉排水は一般に水量が大量であるが、その実態を把握することが困難であること、多くの泉質があるためその水質を特定することが困難であること、水中に硫化水素、硫酸イオンなど生物処理阻害因子を含む場合があることなどから、浄化槽法第2条に規定する生活系污水以外の排水として扱われる。なお、温泉排水は、濾過・循環の後、ピット槽にて沈殿、放流される例が多い。
- 3) ホテル内のレストラン、併設プールが宿泊客以外の不特定多数の人に利用される場合は、その用途部分の処理対象人員に加算する。
- 4) 処理対象人員には、あらかじめ従業員数も含まれて算定されている。
- 5) 宴会場が宿泊客のみによって利用されることが明らかな場合は、「宴会場を有しない場合」で算定してもよい。

(3-ロ) モーター

1) 類似施設

ラブホテル、個室付浴場

- 2) ここで想定しているモーターは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)に係る施設で、利用者が1日に数回転利用することが見込まれる施設である。
- 3) 処理対象人員には、あらかじめ従業員数も含めて算定されている。
- 4) 厨房施設がある場合は、BODを150(ミリグラム/リットル)とすること。

(3-ハ) 簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家

1) 類似施設

宿泊を伴う研修所、カプセルホテル、精神病院等

- 2) 簡易宿泊所は、旅館業法(昭和23年法律第138号)によれば、客室の延床面積33平方メートル以上で宿泊場所を多数の宿泊者が共有する宿泊施設で、カプセルホテルなどもこれに該当する。ユースホステル・青年の家は、安い料金で規則正しく生活させ、主として青少年を宿泊させる施設をいう。合宿所には少年自然の家、林間・臨海学校セミナーハウス、野外活動センター、企業研修施設、教育センターなどが含まれる。
 - (1) 定員の扱いは、「2. ホ 老人ホーム」に準ずる。
 - (2) 定員には、宿泊者と従業員数を加算して算定する。

5. 4 医療施設関係

(4-イ) 病院・療養所・伝染病院

- 1) 臨床検査部門、放射線関係、手術室、人工透析設備の排水は、浄化槽に流入させてはならない。これらの排水は、浄化槽法第2条に基づく対象汚水の範疇^{はんちゆう}外のもので解され、別途に扱われるものである。実験動物舎、動物病院の排水についても同様の扱いとする。
- 2) 厨房設備と洗濯設備のうち、両者を設ける場合も、いずれか一方を設ける場合も「業務用の厨房設備又は洗濯設備を設ける場合」を適用する。
- 3) 業務用厨房設備は、年間を通じて入院患者及び病院職員に給食を行うための厨房設備、職員食堂をいう。したがって、湯沸室程度のもの及び外注によって食事を搬入する場合は、これに含まれない。外来者用のレストランなどは「業務用厨房設備」に含まれないので、その処理対象人員を別途加算する。
- 4) 老人保健施設については、「2. ホ 老人ホーム」を適用する。
- 5) 病院等に看護師、職員などの宿泊施設が設けられている場合には、その処理対象人員を加算する。
- 6) 処理対象人員には、外来者のほか医師、看護師、その他の職員数が含まれて算定されている。

(4-ロ) 診療所・医院

1) 類似施設

針灸院、整骨院、マッサージ所、犬猫等の動物病院

- 2) 診療所・医院の床面積には、待合室、診療室、処置室、薬局、病院、手術室、分娩室、人工透析室、X線室、検査室などが含まれている。
- 3) 処理対象人員には、外来者のほか、医師、看護師、その他職員も含まれて算定されている。
- 4) 動物病院における動物の糞尿等については、別途処理する。
- 5) 薬局、調合室は作業所、ドラッグストアは売店とする。

5. 5 店舗関係

(5-イ) 店舗・マーケット

1) 類似施設

理容・美容院、コインランドリー、ペットショップ、ホームセンター、クリーニング店、自動販売機によって飲食させる店舗、ファーストフードの客席部分、持ち帰り専用の弁当店又は寿司店の販売部分

- 2) 家具、家電、自動車等の販売店、ホームセンター等で、売場面積に対して外来客が非常に少ない場合は、処理対象人員を1/2まで減少することができる。
- 3) 店舗の床面積が、3,000平方メートルを超えるものは百貨店を適用する。
- 4) 惣菜店、魚店、肉店などの汚水量、汚水濃度が異なる店舗の面積が、延べ面積の20パーセントを超える場合は、その用途の処理対象人員を一般飲食店扱いとし、その部分の面積の人員を加算する。
- 5) 飲食店が設けられている場合は、その部分の処理対象人員を加算する。
- 6) ペットショップの動物の糞尿及びクリーニング店の業務用排水は、別途処理する。
- 7) コンビニエンスストアで、おでん、揚げ物、シェイク等、汚泥負荷の高いファーストフードを提供する場合は、「5-ロ 百貨店」を適用する。また、この場合は、浄化槽の前に油脂分離装置（槽）を設置すること。（なお、おでん等を取扱わない場合は、その旨を明記する必要がある。）

(5-ロ) 百貨店

店舗・マーケットで売場面積が政令指定都市で6,000平方メートルを超えるもの、その他の地区で3,000平方メートルを超えるものは、百貨店と見なす。

売場面積は、事務所、倉庫、配送所を除く全ての面積をいう。

(5-ハ) 飲食店

1) 飲食店共通事項

- (1) 飲食店は客の注文に応じて食品を調整し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、喫茶店を除くものをいう。
- (2) 一般の飲食店の営業時間を10（時間/日）程度と規定しているため、24時間営業が行われる場合は、水量を1.5倍増加して算定する。
- (3) 処理対象人員には、あらかじめ従業員も含めて算定されている。

2) 一般飲食店

(1) 類似施設

お好み焼き店、ラーメン店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、レストラン（ファミリーレストラン、郊外レストラン、ドライブイン等含む）ファーストフード（ただし、容器別処理の場合は厨房部分のみを対象とする）、仕出し屋、弁当屋（ただし、持ち帰り弁当店の場合は厨房部分のみを対象とする）

- (2) 大規模（排水量50立方メートル/日以上）の弁当製造業については、該当しない。
- (3) レストラン、ラーメン店等は、汚水中の油脂濃度が高いため、油脂分離装置（槽）を必ず設ける（昭和50年12月20日建設省告示第1597号第2第4号参照）。

3) 汚濁負荷量の高い飲食店

(1) 類似施設

中華料理専門店（前述のラーメン店を除く）、フランス・イタリア・ロシア・スペイン料理専門店、焼肉店

(2) 上記の飲食店は、一般に汚水量が多く、汚水濃度も高い。特に油脂類の含有量が高いので、浄化槽の設置に当たっては油脂分離装置（槽）を前置きする必要がある。

4) 汚濁負荷量が高い飲食店

(1) 類似施設

そば・うどん店、寿司店（ただし、持ち帰り専門寿司店の場合は厨房部分のみを対象とする）、貸席、料亭

(5-2) 喫茶店

1) 類似施設

コーヒーショップ、ミルクホール、フルーツパーラー、サンドウィッチ・ピザパイ・サラダ専門店

2) 喫茶店は、客に飲物と簡易な食事を提供する事業所をいい、酒類は提供しない。

3) その他の留意事項は、飲食店共通事項の(3)に準ずる。

5. 6 娯楽施設関係

(6-イ) 玉突場、卓球場

- 1) 主な汚水の排出源は、水洗便所汚水である。
- 2) 喫茶店、軽食堂が設けられている場合は、その部分の処理対象人員を加算する。ただし、喫茶部分等がカウンター式の小規模なものであれば、汚水などからみて主用途で算定してもよい。
- 3) 処理対象人員には、あらかじめ従業員数も含まれて算定されている。

(6-ロ) パチンコ店

1) 類似施設

ゲームセンター

- 2) 玉突場・卓球場の1)、2)、3)に準ずる。
- 3) 従業員宿舎が併置されている場合は、その部分の処理対象人員を加算する。

(6-ハ) 囲碁クラブ・マージャンクラブ

1) 類似施設

カラオケボックス、カラオケルーム、カラオケハウス

- 2) 玉突場・卓球場の1)、2)、3)に準ずる。

(6-ニ) ディスコ

1) 類似施設

ダンスホール

- 2) 玉突場、卓球場の1)、2)、3)に準ずる。

(6-ホ) ゴルフ練習場

1) 類似施設

パターゴルフ場

- 2) パターゴルフ場については、1ホールを4人が利用するものと考えて「 $0.25 \times 4 = 1.0$ 」となる。 $N=H$ (ホール数) とする。
- 3) その他の留意事項は卓球場の1)、2)、3)に準ずる。

(6-ヘ) ボーリング場

- 1) ゴルフ練習場の2)に準ずる。
- 2) 玉突場・卓球場の1)、2)、3)に準ずる。

(6-ト) バッティング場

- 1) ゴルフ練習場の2)に準ずる。
- 2) 玉突場・卓球場の1)、2)、3)に準ずる。

(6-チ) テニス場

1) 類似施設

屋外ゲートボール場

- 2) クラブハウス等が併設されている場合は、当該部分を「1-ハ 観覧場・体育館」の体育館とみなし、処理対象人員を加算する。シャワー等の有無に留意し、シャワーがある場合は1人当たり20（リットル/人・日）を加算する。

(6-リ) 遊園地・海水浴場

1) 類似施設

梨、ぶどう、りんご狩り等の観光農園、スキー場

- 2) 集会場施設関係「1-ロ 競輪場、競馬場、競艇場」の1)、2)、3)に準ずる。

(6-ヌ) スケート場、プール

- 1) 民間プールは単位便器当たり1日平均使用時間（時間） $t=2$ 、会員制プールは $t=1.5$ 、学校プールは $t=1$ とする。
- 2) ホテル、遊園地、海水浴場等に併設されているプールで一般に公開されている場合は、会員制プールの単位便器当たり1日平均使用時間（時間） t ($t=1.5$)を適用する。なお、学校のプールは、設計方法によっては内部の移動人口だけの利用とみなしてよい場合もある。

(6-ル) キャンプ場

- 1) いわゆる山小屋、山荘は、旅館、ホテルに準ずる。
- 2) キャンプ場内にシャワー設備がある場合は、1人当たり20（リットル/人・日）を加算する。
- 3) 収容人員には、キャンプ場管理人数も含まれる。

(6-ヲ) ゴルフ場

1) 類似施設

ミニゴルフ場

- 2) 処理対象人員21（人/ホール）の中には、キャディ、従業員数も含めて算定されている。
- 3) ゴルフ場のクラブハウス内に宿泊施設及び外部より利用できる飲食施設がある場合は、別途加算する。
- 4) ゴルフ場のコース途中に設置されている便所は、「11-ハ 公衆便所」とし、休憩室（茶屋）は店舗として別途算定する。

5. 7

駐車場関係

(7-イ) サービスエリア

- 1) 駐車ますは、小型車、大型車（バス・トラック等）、自動二輪の区分がなく、駐車ますごとに1とする。
- 2) 便所と売店が併設されている場合は、それぞれの処理対象人員を算定して加算する。例えば、「観光部」に併設されている場合は $n = 6.64P$ （ P は駐車ます数（ます））となる。
- 3) 売店の中にレストランがある場合は、飲食店として別途加算する。
- 4) 処理対象人員の中には、あらかじめサービスエリア従業員も含まれて算定されている。

(7-ロ) 駐車場・自動車車庫

- 1) 観光バス・タクシーの営業所は、自動車車庫、事務所、乗務員の宿舍等それぞれ処理対象人員を加算する。
- 2) 単位便器当たり1日平均使用時間（時間） t の値は、0.4～2.0でこの t 値は類似用途の t 値を参考に設定する。

(7-ハ) ガソリンスタンド

- 1) ガソリンスタンドに売店、書店、食品売場等が併設されているときは、その処理対象人員を加算する。
- 2) 自動車修理工場が付設されているときは作業所扱いとし、洗車排水は土砂、油分を含むため、浄化槽に流入させてはならない。

(8—イ) 保育所、幼稚園、小学校、中学校**1) 類似施設****花、茶・ピアノ等の教室、カルチャーセンター、塾、保育、託児所、特別支援学校**

- 2) 小学校、中学校の定員には、生徒、児童、教職員、事務職員、校務員等が含まれている。外来者は、通常少人数と考えられるため、考慮していない。
- 3) 共同調理を行って小学校等に給食を供給するいわゆる給食センターは、水質汚濁防止法の適用を受ける。

(8—ロ) 高等学校、大学、各種学校**1) 類似施設****自動車教習所、高等専門学校、予備校**

- 2) 定時制高校、二部制大学及び夜間も授業を行う予備校等は、定員の1/4を処理対象人員に加算する。
- 3) 大学の理科系の実習排水及び放射線排水は、浄化槽に流入させてはならない。
- 4) 校内にレストラン、学生食堂が併設されている場合は、その部分を一般飲食店とし、食事時間、食事内容が一律であるため水量、水質が特定できるが、大学等の食堂は営業時間及び食事時間が一般飲食店に類似しているため、別途扱いとする必要がある。
- 5) 大学等の敷地外に体育館、図書館を設ける場合は、それぞれの用途の処理対象人員を適用して算定する。
- 6) 高校・大学の定員には、学生、教職員、事務職員、売店・生協職員、守衛員等が含まれている。

(8—ハ) 図書館（大学の付属図書館を除く）**1) 類似施設****美術館、博物館、展示場**

- 2) 処理対象人員には、あらかじめ職員数が含まれて算定されている。

5. 9 事務所関係

(9-イ) 事務所の施設

1) 類似施設

銀行、庁舎、証券会社、郵便局、派出所、宿泊を伴わない研修所

- 2) 事務所内に喫茶店、入浴施設（サウナ、シャワー）、売店等の用途が含まれている場合は、その処理対象人員を加算する。
- 3) 郵便局のように事務所に作業場の部分が付属している場合は、事務所部分の面積を対象とし、作業部分については、10-イ「作業所」により別途算定し加算する。

5. 10 作業所関係

(10-イ) 作業所の施設

1) 類似施設

倉庫、アトリエ、卸売り店舗、宿泊のない授産施設、郵便局の作業部分

- 2) 業務用厨房設備は、給食用厨房設備をいう。
- 3) 2交替又は3交替制勤務が行われる場合の定員の算定方法は、例えば、総定員120人とし、3交替（40人×3組）が行われるとすれば、「定員」は120人となる。
- 4) 作業場用の浴室等が設けられている場合は、業務用厨房設備を設ける作業場に準じて処理対象人員を算定する。
- 5) 作業所・工場内に通常事務所が設けられているが、その事務所勤務者も定員の中にも含まれる。
- 6) 研究・試験施設の実験・分析による排水は、浄化槽に流入させてはならない。
- 7) 作業人員は、トラックの運転手、助手等の利用率も考慮して決定すること。
- 8) 作業所内の応接室、事務所の算定は作業所内であれば、応接室、事務所は作業所全体の定員に含めてよい。

5. 11 1～10の用途に属さない施設

(11-イ) 市場

- 1) ここの市場は、青果市場、生花市場をいい、食肉市場、魚市場を含んでいない。
- 2) 青果市場の場内には飲食店が付設されていることがあるが、その水量は、あらかじめ4.2（リットル/立方メートル・日）含まれて算定されている。

(11-ロ) 公衆浴場

- 1) サウナバス、健康ランド浴場、レジャー浴場の扱いは、公衆浴場の機能を持った部分については公衆浴場扱いとし、娯楽設備等が設けられている場合は、その部分の建築用途に応じた処理対象人員を加算する。
- 2) 温泉浴場は、公衆浴場を適用しない。
- 3) 短期間に多量の排水が浄化槽に流れ込むことが想定される場合は、流量調整槽等を設置する。

(11-ハ) 公衆便所

1) 類似施設

公園便所

- 2) (1-ロ)「競輪場、競馬場、競艇場」に準ずる。

$n=16C$

n : 処理対象人員 (人)

C : 便器数 (個)

運用上の留意事項についても (1-ロ) に準ずる。

(11-ニ) 駅・バスターミナル

- 1) 処理対象人員には、あらかじめ駅・バスターミナルの職員数も含まれて算定されている。
- 2) 駅、バスターミナル構内に汚水を発生する飲食店、店舗等が設けられている場合は、その処理対象人員を別途加算する。

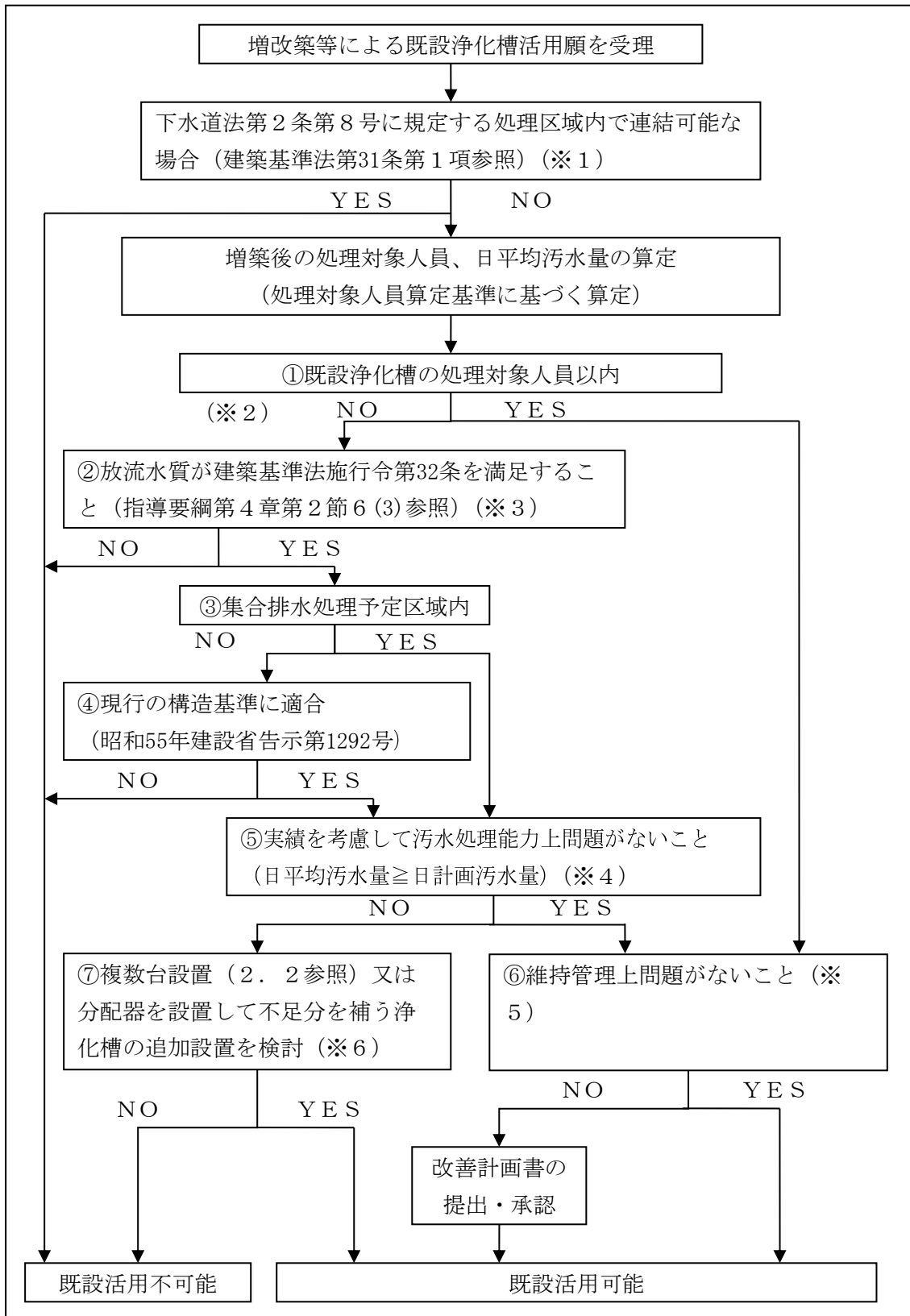
引用文献

1. 浄化槽の設計・施工上の運用指針(2015年版)

編集：日本建築行政会議

増改築等に伴う既設浄化槽の活用フロー（別表 1）

1. 既設浄化槽が浄化槽の場合



- ※1 敷地の一部が下水道法第2条第8号に規定する処理区域内であり、かつ、公共下水道管理者が認める場合に限り、建築基準法第91条に基づき敷地の過半が処理区域である場合は敷地全体を処理区域とみなし、そうでない場合は敷地全体を処理区域外とみなす。
- ※2 増築部分を含めた建築物全体を現行基準により算定し、処理対象人員が新たに201人又は501人以上となる場合で、水質汚濁防止法第2条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法によるみなし指定地域特定施設を含む。）に該当する場合は、水大気課と協議を必要とする。なお、結果次第では既設活用できない場合がある。
- ・一般住宅を増改築する場合に限って、実居住人員を考慮できる場合があるため特定行政庁と協議すること。
- ※3 瀬戸内海及びその流域に最大50（m³/日）以上の排水を放流する場合は、瀬戸内海環境保全特別措置法第5条に基づき水大気課との協議を要する。
- ※4 日平均汚水量 浄化槽が処理することができる1日当たりの汚水量
 日計画汚水量＝最大日実績汚水量＋日加算汚水量

$$\text{最大日実績汚水量} = \left[\frac{\text{既存建築物の過去3年分程度の使用水量の最大量（立方メートル/月）}}{\text{日数（日/月）}} \right] \times 1.2$$

 日加算汚水量＝増築部分について処理対象人員算定基準により算定した汚水量
- ただし、最大日実績汚水量は「既存建築物の処理対象人員算定基準2のただし書を考慮しない場合の日平均汚水量の1/2」以上とする。
- ※5 浄化槽法第11条第1項に規定する定期検査（過去3年分程度）及び保守点検記録（過去3年分程度）により、維持管理状況を確認する。
- ※6 原則として、集合排水処理予定区域内においてのみ暫定的な運用として、分配器を前置きして既設浄化槽の処理能力を補足する浄化槽を併設することができる。

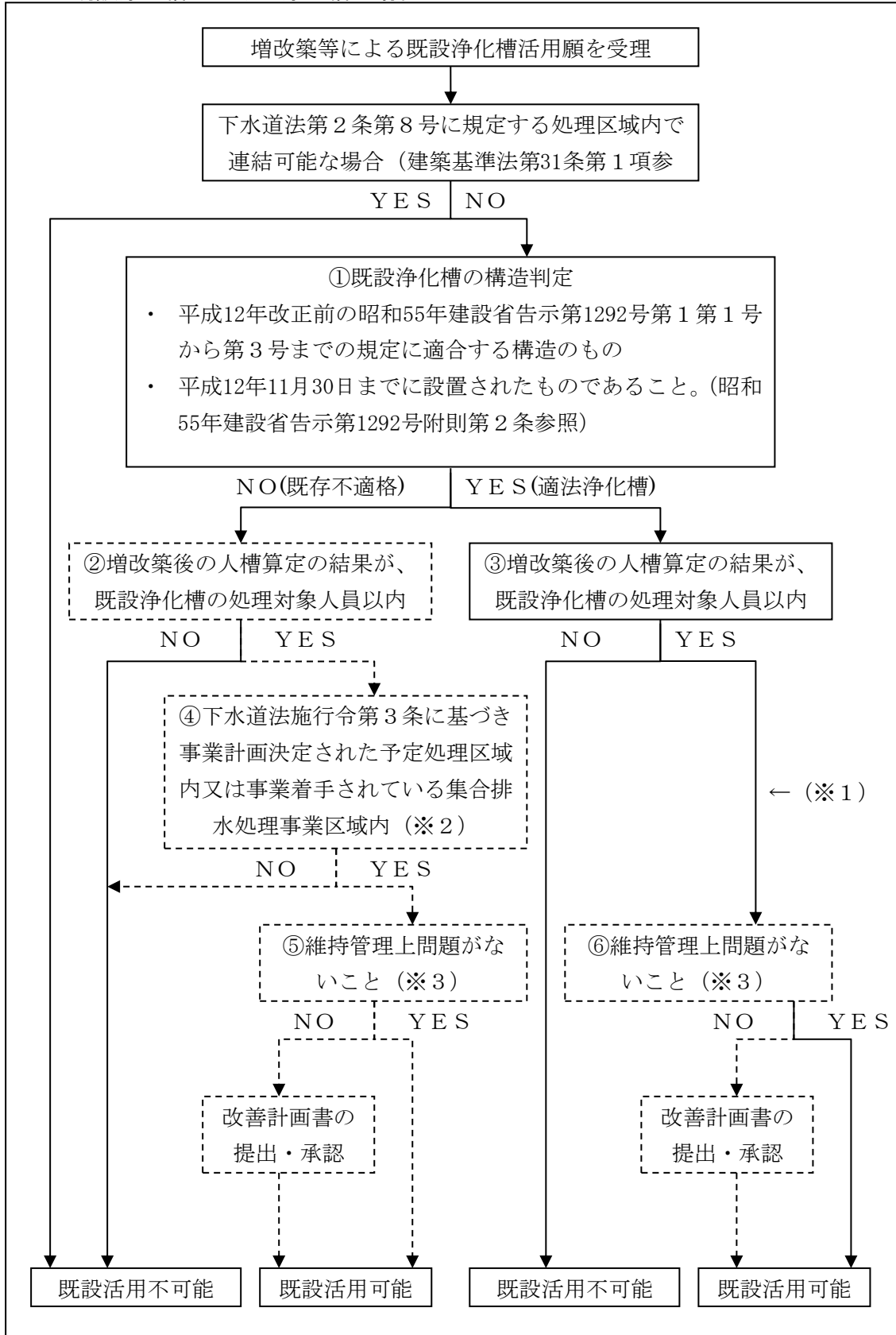
（具体例）

- 問1 定員55人の既存老人ホーム（既設浄化槽：55人槽（FRP・告示第6の構造）、日平均汚水量16.5立方メートル、放流水質60ミリグラム/リットル、平成元年設置）を増築して、定員60人の老人ホームにする場合に、既設浄化槽を活用したい。なお、これまで維持管理は良好で、過去3年分の最大使用水量は8月分の200立方メートルであった。また、当該区域は集合排水処理予定区域外。
- （回答）既設の浄化槽をそのまま活用できる。
 （フロー①→②→③→④→⑤→⑥→OK）
- （解説）処理対象人員はオーバーしているが、既設浄化槽の日平均汚水量（16.5立方メートル/日）が増築後の日計画汚水量を上回るため、活用が可能となる。
 （日計画汚水量の算定方法：別表1の1※4参照）

$$\begin{aligned} \text{日計画汚水量} &= \text{最大日実績汚水量} + \text{日加算汚水量} \\ &= 200 \text{（立方メートル/月）} \div 31 \text{（日）} \times 1.2 + (60 \text{（人）} - 55 \text{（人）}) \\ &\quad \times 0.3 \text{（立方メートル/人）} \\ &= 7.75 \text{（立方メートル）} + 1.5 \text{（立方メートル）} \end{aligned}$$

 なお、最大日実績汚水量は16.5立方メートル/2＝8.25立方メートルを下回るため、
 日計画汚水量＝8.25（立方メートル）＋1.5（立方メートル）＝9.75（立方メートル）となる。

2. 既設浄化槽がみなし浄化槽の場合



- ※1 ①→③の場合であっても、浄化槽法附則第3条の規定に基づき浄化槽を設置するように努めること。
- ※2 ④により既設活用する場合は、供用開始後接続する旨の誓約書を添付すること。
- ※3 浄化槽法第11条検査（過去3年分程度）及び保守点検記録（過去3年分程度）にて、維持管理状況を確認する。
- （注）破線部分は兵庫県の運用部分

（具体例）

問1 既存建築物200平方メートル（既設みなし浄化槽：40人槽、全ばっき方式、昭和50年設置）を解体撤去して、跡地に200平方メートルの同じ用途の建築物を改築する場合に、既設浄化槽を活用したい。なお、下水道法による予定処理区域内である。また、これまで維持管理は適正であり、設置当時の放流水質基準（90ミリグラム/リットル）を満足していた。

（回答）既設のみなし浄化槽はそのまま活用できる。（フロー①→②→④→⑤ OK）

（解説）全ばっ気式は昭和55年建設省告示第1292号の構造に合致しないため、増改築の際には既存不適格として既設活用はできないところであるが、下水道法による処理予定区域内である場合は、兵庫県の運用により活用できるものとする。ただし、供用開始後には接続する旨の誓約書を添付すること。

問2 既存住宅170平方メートル（既設みなし浄化槽：7人槽、昭和55年告示第1292号第1の1の構造、昭和62年設置）を解体撤去して、跡地に250平方メートルの住宅を新築する場合に、既設浄化槽を活用したい。なお、7年以内に農業集落排水処理施設が供用開始される。また、維持管理は適正であった。

（回答）既設のみなし浄化槽はそのまま活用できる。（フロー①→③→⑥ OK）

（解説）既設の浄化槽は適法であるため、撤去後に規模を拡大して新築する場合であっても処理対象人員が変わらない場合は活用できる。

問3 問2と同様に住宅を建て替える場合で、7年以内に集合処理排水施設の供用開始が予定されていない場合。

（解説）問2と同様に建築基準法上は既設浄化槽の活用は可能であるが、次のことを考慮して所管環境部局から合併化を指導される場合がある。

- ・ 浄化槽法附則第3条（既設みなし浄化槽を使用する者は、雑排水が公共用水域等に放流される前に処理されるよう、法第2条第1号に規定する浄化槽の設置等に努めなければならない。）の規定
- ・ 公共用水域の水質汚染状況
- ・ 交付金の支給状況

（フロー①→③→※1）

別表 2 (提出書類一覧表)

図 書 名	要綱 様式	3.1(1)①建築基準 法第6条による申請		3.1(2)浄化槽法に よる届出		3.1(1)②既設浄化 槽活用願		備考
		正・副本	浄化槽 担当課用	正・副本	浄化槽 担当課用	正・副本	浄化槽 担当課用	
		各1部	各1部	各1部	各1部	各1部	各1部	
浄化槽設置届出書	参考第 1号※ ¹			○	○			
浄化槽に関する調書	参考第 2号※ ²	○	○					
環境保全に関する誓約書	第2号		○		○			
浄化槽維持管理等委託契約書写	第3号		○		○			
使用開始検査等承諾書写	第4号		○		○			
汚水量算定表	第5号	○	○	○	○	○	○	他の図書に明示する場合は不要
浄化槽設計計算書	第6号	●※ ³	●※ ³	○※ ³	○※ ³	○※ ³	○※ ³	
浄化槽構造図		●※ ³	●※ ³	○※ ³	○※ ³			RC造の場合
浄化槽構造計算書		●	●	○	○			同上(正本は設計者名、所属設計事務所名記入。)
型式適合認定書別添仕様書及び図面 及び浄化槽法第13条認定書		●	●	○	○	○※ ⁴	○※ ⁴	認定のある場合
建築基準法施行令第35条第1項による認定書		●	●	○	○	○※ ⁴	○※ ⁴	告示の仕様でない特殊な構造の浄化槽の場合
付近見取図		○	○	○	○	○	○	
配置図		○	○	○	○	○	○	活用願については、変更前、変更後。
建築物平面図		○	○	○	○	○	○	
既設浄化槽活用願						○	○	様式第1号
既設浄化槽汚水量算定表写	第5号					○※ ⁵	○※ ⁵	
既設浄化槽設計計算書写	第6号					○※ ⁵	○※ ⁵	RC造の場合
現・浄化槽維持管理等委託契約書写	第3号						○	

既存建築物確認済証の写						○	○	
浄化槽法第11条検査結果書写 ^{※7}							○	
浄化槽保守点検記録票写 ^{※7}							○	
公共下水道等の整備予定計画図書						○	○	市町の担当課との協議記録でも可
市町汚泥処理担当部局の意見書 (ディスポーザー排水対応浄化槽を設置する場合に限る)		○	○	○	○			市町の担当課との協議記録でも可
既設浄化槽の活用に関する技術管理者の意見書							○	501人槽以上に限る
類似施設の使用水量、放流量、放流水質のデータその他の資料(過去3年分程度)		○	○	○	○	○	○	処理対象人員算定基準2のただし書を適用する場合
居住人員の申告書		○	○	○	○	○	○	住宅で同上又は $130\text{m}^2 \leq A < 150\text{m}^2$ の場合

- ※1. 浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等届出に関する省令第3条に基づく別記様式第1号。
- ※2. 兵庫県建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則第2条第1項第2号に基づく様式第2号。
- ※3. 処理対象人員が50人以下の場合は不要。
- ※4. 平成13年3月31日以前の工場生産浄化槽認定シートや評定書写(昭和59年6月28日付け建設省住指発第220号(平成13年3月30日付国住指第272号により廃止)参照)、平成14年5月31日以前の旧法第38条の規定による認定書写を含む。
- ※5. 既設浄化槽の申請書(申請済副本)の当該箇所を複写し添付すること。事前相談の際は、既設浄化槽の設置申請書(申請済副本)を持参することが望ましい。
- ※6. 計画通知の場合は、●印は不要。(なお、機種が決定次第、法第12条第5項の規定により●印の報告を行うこと。)
- ※7. 当該記録が適切に保管されておらず提出できない場合は、将来は適切に管理する旨の念書と、浄化槽管理士名で現状適正に管理できている旨の意見書を添付すること。

建築主事
 (又は指定確認検査機関)
 県民局又は県民センター長 } 様

設置者 住所 (法人にあつては事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称・代表者名)

電話
 () ー 番
 電子メール

既設浄化槽活用願

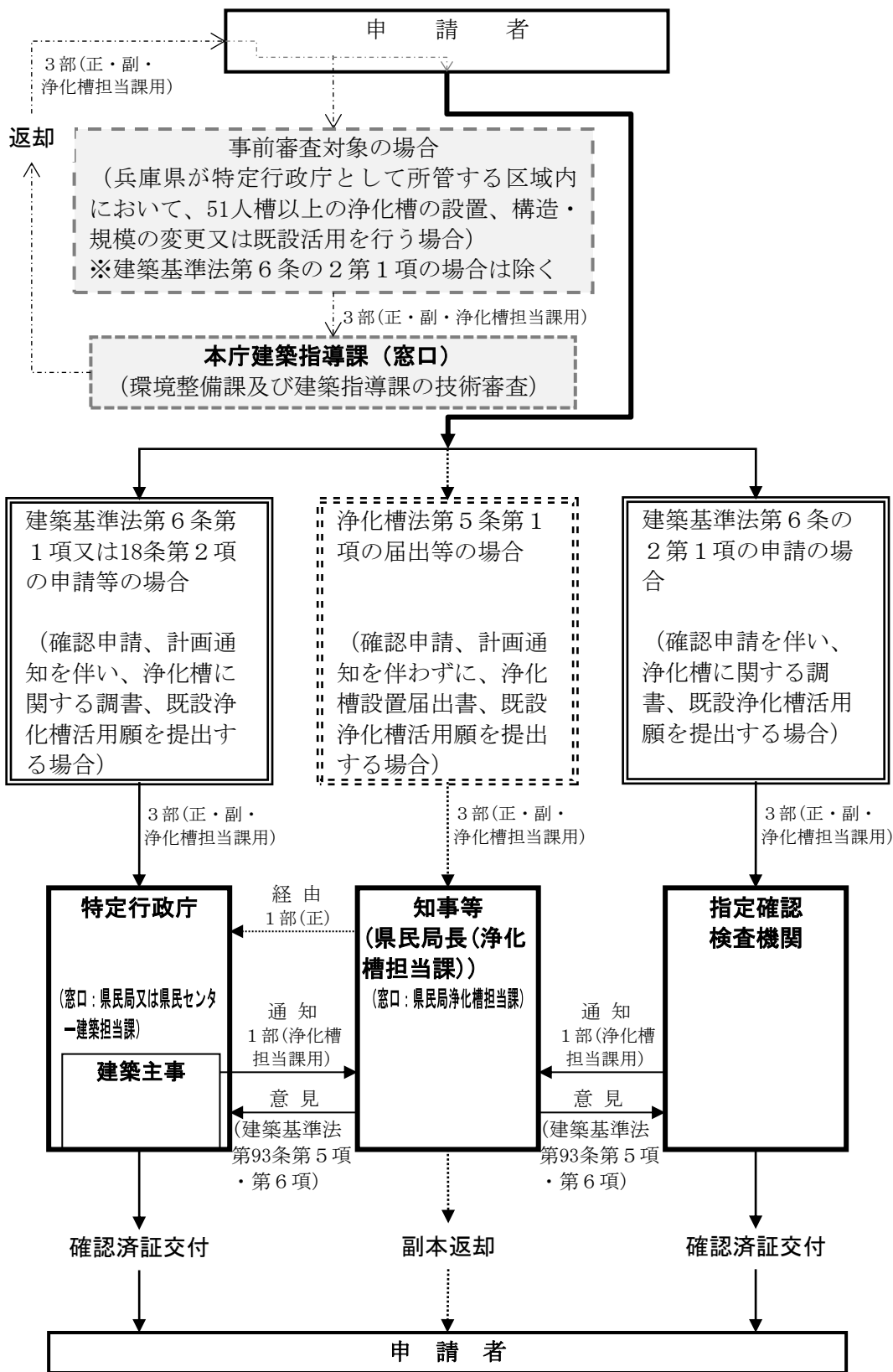
このたびの計画に伴い、既設浄化槽について検討した結果、別紙のとおり処理能力に余裕があり、放流水質についても支障がないものと判断されますので、ここに本浄化槽の活用を申し出ます。

建築物の名称		
敷地の位置		
計画の概要	用途	
	延べ面積	平方メートル
公共下水道等の整備計画状況	下水道の整備 予定年月日	年 月 頃 整備予定なし
既設浄化槽の概要	設置年月日	年 月 日
	処理対象人員	人
	日平均汚水量	立方メートル/日
	放流水質	BOD ミリグラム/リットル

添付書類

1. 既設浄化槽申請審査済の副本 (該当部分の写し)
2. 確認済証の写し
3. 容量計算書
 - (1) 指導要綱 様式第5号の汚水量算定表
 - (2) 指導要綱 様式第6号の設計計算書 (FRPの場合は不要)
4. 使用水量又は放流量、放流水質のデータ (過去3年分程度)
5. 検査結果書 (浄化槽法第11条: 過去3年分程度)
6. 浄化槽保守点検記録票 (過去3年分程度)
7. 変更前、変更後の建築物配置図及び各階平面図
8. 公共下水道等の整備計画がわかる書面 (整備計画がある場合)
9. 既設浄化槽の活用に関する技術管理者の意見書 (50人槽以上に限る)
10. 現在有効な浄化槽維持管理等契約書の写し

事務処理フロー（別表3）



別表4(兵庫県内建築確認機関)

市町名	保健所送付分		消防署	特定行政庁
	浄化槽関係	建築物衛生的環境確保法関係		
神戸市(特定行政庁)(保健所政令市)	神戸市環境局環境保全課 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST 2階 〒651-0086 TEL 078-595-6223	神戸市健康局環境衛生課 神戸市中央区加納町6-5-1 〒650-8570 TEL 078-322-5265	神戸市消防局 神戸市中央区加納町6-5-1 〒650-8570 TEL078-333-0119	神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル 5階 〒651-0083 TEL 078-595-6563
尼崎市(特定行政庁)(保健所政令市)	尼崎市保健局保健部生活衛生課 尼崎市七松町1-3-1-502 〒660-0052 TEL06-4869-3017	尼崎市保健局保健部生活衛生課 尼崎市七松町1-3-1-502 〒660-0052 TEL06-4869-3017	尼崎市消防局 尼崎市昭和通2-6-75 尼崎市防災センター4階 〒660-0881 TEL06-6481-0119	尼崎市都市整備局都市計画部建築指導課 尼崎市東七松町1-23-1 北館5階 〒660-8501 TEL06-6489-6650
西宮市(特定行政庁)(保健所政令市)	(浄化槽法関係) 西宮市環境局環境事業部美化第3課 西宮市西宮浜3-3 〒662-0934 TEL0798-33-0017 (水質汚濁防止法関係) 西宮市環境局環境総括室環境保全課 西宮市六湛寺町10-3 〒662-8567 TEL0798-35-3809	西宮市保健所生活環境課 西宮市六湛寺町10-3 〒662-8567 TEL0798-26-3692	西宮市消防局 西宮市六湛寺町8番28号 西宮市役所第二庁舎(危機管理センター) 〒662-0918 TEL0798-26-0119	西宮市都市局建築・開発指導部建築指導課 西宮市六湛寺町8-28 西宮市役所第二庁舎11階 〒662-8567 TEL0798-35-3707
芦屋市(特定行政庁)	芦屋市市民生活部環境課 芦屋市精道町7-6 〒659-8501 TEL0797-38-2050	阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所 芦屋市公光町1-23 〒659-0065 TEL0797-32-0707	芦屋市消防本部 芦屋市精道町8-26 〒659-0064 TEL0797-32-2345	芦屋市都市政策部建築住宅課芦屋市精道町7-6 〒659-8501 TEL0797-38-2114
猪名川町	阪神北県民局県民交流室環境課 宝塚市旭町2-4-15 〒665-8567 TEL0797-83-3146	阪神北県民局伊丹健康福祉事務所 伊丹市千僧1-51 〒664-0898 TEL072-785-9433	猪名川町消防本部 猪名川町紫合字古津側山4-10 〒666-0233 TEL072-766-0119	阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課 宝塚市旭町2-4-15 〒665-8567 TEL0797-83-3192
川西市(特定行政庁)	川西市市民環境部環境政策課 川西市中央町12-1 〒666-8501 TEL072-740-1111		川西市消防本部 川西市火打1-15-23 〒666-0017 TEL072-759-0119	川西市都市政策部建築指導課 川西市中央町12-1 〒666-8501 TEL072-740-1204
伊丹市(特定行政庁)	伊丹市市民自治部環境政策室環境クリンセンター 伊丹市岩屋2-2-8 〒664-0843 TEL072-782-0968		伊丹市消防局 伊丹市昆陽1-1-1 〒664-0881 TEL072-783-0123	伊丹市都市活力部都市整備室建築指導課 伊丹市千僧1-1 〒664-8503 TEL072-784-8065
宝塚市(特定行政庁)	宝塚市環境部クリーンセンター管理課 宝塚市小浜1-2-15 〒665-0827 TEL0797-87-4844	阪神北県民局宝塚健康福祉事務所 宝塚市東洋町2-5 〒665-0032 TEL0797-62-7314	宝塚市消防本部 宝塚市伊子志3-14-61 〒665-0033 TEL0797-73-1141	宝塚市都市整備部都市整備室建築指導課 宝塚市東洋町1-1 〒665-8665 TEL0797-77-2082
三田市(特定行政庁)	三田市上下水道部下水道課 三田市三輪2-1-1 〒669-1595 TEL079-559-5120		三田市消防本部 三田市下深田396 〒669-1543 TEL079-564-0119	三田市まちの再生部都市政策室審査指導課 三田市三輪2-1-1 〒669-1595 TEL079-559-5119

市町名	保健所送付分		消防署	特定行政庁
	浄化槽関係	建築物衛生的環境確保法関係		
明石市（特定行政庁）（保健所政令市）	明石市市民生活局環境室環境保全課 明石市大久保町松陰 1131 〒674-0053 TEL078-918-5030	明石市福祉局あかし保健所生活衛生課 明石市大久保町ゆりのき通 1-4-7 〒674-0068 TEL078-918-5425	明石市消防局 明石市藤江 924-8 〒673-0044 TEL078-921-0119	明石市都市局住宅・建築室建築安全課 明石市中崎 1-5-1 〒673-8686 TEL078-918-5046
加古川市（特定行政庁）	加古川市尾上処理工場 加古川市尾上町養田 1650 〒675-0025 TEL079-422-5560	東播磨県民局加古川健康福祉事務所 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 〒675-8566 TEL079-422-0184	加古川市消防本部 加古川市加古川町北在家 2000 〒675-8501 TEL079-427-6532	加古川市都市計画部建築指導課 加古川市加古川町北在家 2000 〒675-8501 TEL079-427-9264
稲美町 播磨町	東播磨県民局地域振興室環境課 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 〒675-8566 TEL079-421-9313			東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 〒675-8566 TEL079-421-9226
高砂市（特定行政庁）	高砂市エコクリーンピアはりま高砂市梅井 6-1-1 〒676-0074 TEL079-447-1157			高砂市消防本部 高砂市伊保 4-553-1 〒676-0078 TEL079-448-0119
姫路市（特定行政庁）（保健所政令市）	姫路市環境局環境政策室 姫路市安田 4-1 〒670-8501 TEL079-221-2466	姫路市保健所衛生課 姫路市坂田町 3 〒670-8530 TEL079-289-1633	姫路市消防局 姫路市三左衛門堀西の町 3 〒670-0940 TEL079-223-0003	姫路市都市局まちづくり部建築指導課 姫路市安田町 4-1 〒670-8501 TEL079-221-2549
三木市	北播磨県民局県民交流室環境課 加東市社字西柿 1075-2 〒673-1431 TEL0795-42-5296	北播磨県民局加東健康福祉事務所 加東市社字西柿 1075-2 〒673-1431 TEL0795-42-9372	三木市消防本部 三木市福井 1933-15 〒673-0433 TEL0794-82-0119	北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課 加東市社字西柿 1075-2 〒673-1431 TEL0795-42-9407
小野市			小野市消防本部 小野市王子町 809 〒675-1378 TEL0794-63-0119	
西脇市 加西市 加東市 多可町			北はりま消防本部 西脇市野村町 1796-502 〒679-0292 TEL0795-48-3115	
市川町 福崎町 神河町	西播磨県民局県民交流室環境課 上郡町光都 2-25 〒678-1205 TEL0791-58-2138	中播磨県民センター中播磨健康福祉事務所 福崎町西田原 235 〒679-2204 TEL0790-22-1234	姫路市消防局 姫路市三左衛門堀西の町 3 〒670-0940 TEL079-223-0003	中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 1 課、第 2 課 姫路市北条 1-98 〒670-0947 (第 1 課) TEL079-281-9052 (第 2 課) TEL079-281-9567

市町名	保健所送付分		消防署	特定行政庁
	浄化槽関係	建築物衛生的環境確保法関係		
太子町	西播磨県民局県民交流室環境課 上郡町光都 2-25 〒678-1205 TEL0791-58-2138	西播磨県民局龍野健康福祉事務所 たつの市龍野町富永 1311-3 〒679-4167 TEL0791-63-5145	西はりま消防組合太子消防署 揖保郡太子町老原 554-1 〒671-1553 TEL079-276-1191	中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課、第2課 姫路市北条 1-98 〒670-0947 (第1課) TEL079-281-9052 (第2課) TEL079-281-9567
たつの市			西はりま消防組合たつの消防署 たつの市龍野町富永 1005-1 〒679-4167 TEL0791-63-3511	
宍粟市			西はりま消防組合宍粟消防署 宍粟市山崎町船元 34-1 〒671-2542 TEL0790-62-0119	
相生市		西播磨県民局赤穂健康福祉事務所 赤穂市加里屋 98-2 〒678-0239 TEL0791-43-2937	西はりま消防組合相生消防署 相生市旭 1-1-3 〒678-8585 TEL0791-23-7119	
赤穂市			赤穂市消防本部 赤穂市加里屋 1120-120 〒678-0239 TEL0791-43-0119	
上郡町			赤穂市消防本部上郡消防署 赤穂郡上郡町興井 29-3 〒678-1225 TEL0791-52-1350	
佐用町			西播磨県民局龍野健康福祉事務所 たつの市龍野町富永 1311-3 〒679-4167 TEL0791-63-5145	
豊岡市	但馬県民局地域政策室環境課 豊岡市幸町 7-11 〒668-0025 TEL0796-26-3651	但馬県民局豊岡健康福祉事務所 豊岡市幸町 7-11 〒668-0025 TEL0796-26-3666	豊岡市消防本部 豊岡市昭和町 4-33 〒668-0055 TEL0796-24-1119	但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課、第2課 豊岡市幸町 7-11 〒668-0025 TEL0796-26-3757, 3756
香美町			美方広域消防本部香住分署 美方郡香美町香住区一日市 609-4 〒669-6542 TEL0796-36-0119	
新温泉町		美方広域消防本部 美方郡新温泉町今岡 257-1 〒669-6803 TEL0796-92-0119		
養父市		但馬県民局朝来健康福祉事務所 朝来市和田山町東谷 213-96 〒669-5202 TEL079-672-6872	南但消防本部養父消防署 養父市八鹿町高柳 173 〒667-0043 TEL079-662-0119	

市町名	保健所送付分		消防署	特定行政庁
	浄化槽関係	建築物衛生の環境確保法関係		
朝来市	但馬県民局地域政策室環境課 豊岡市幸町 7-11 〒668-0025 TEL0796-26-3651	但馬県民局朝来健康福祉事務所 朝来市和田山町東谷 213-96 〒669-5202 TEL079-672-6872	南但消防本部朝来消防署 朝来市和田山町枚田 436-1 〒669-5261 TEL079-672-0119	但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築 第1課、第2課 豊岡市幸町 7-11 〒668-0025 TEL0796-26-3757, 3756
丹波市	丹波県民局県民交流室環境課 丹波市柏原町柏原 688 〒669-3309 TEL0795-73-3774	丹波県民局丹波健康福祉事務所 丹波市柏原町柏原 688 〒669-3309 TEL0795-73-3770	丹波市消防本部 丹波市柏原町母坪 371-1 〒669-3311 TEL0795-72-2255	丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築 課 丹波市柏原町柏原 688 〒669-3309 TEL0795-73-3863
丹波篠山市			丹波篠山市消防本部 丹波篠山市北 40-2 〒669-2451 TEL079-594-1119	
淡路市 洲本市 南あわじ市	淡路県民局交流渦潮室環境課 洲本市塩屋 2-4-5 〒656-0021 TEL0799-26-2072	淡路県民局洲本健康福祉事務所 洲本市塩屋 2-4-5 〒656-0021 TEL0799-26-2068	淡路広域消防事務組合消防本部 洲本市塩屋 1-2-32 〒656-0021 TEL0799-24-0119	淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築 課 洲本市塩屋 2-4-5 〒656-0021 TEL0799-26-3248